



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

# 第151期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始時刻：午前9時）

場所

高松市亀井町5番地の1  
**当行本店（5階ホール）**

末尾の「株主総会会場ご案内略図」を  
ご参照ください。

書面（郵送）または  
インターネットによる

**議決権行使期限**

**2020年6月25日（木曜日）午後5時まで**



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、株主総会にご出席される株主さまは株主総会当日までの健康状態にご留意いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。ご高齢の株主さまや基礎疾患のある株主さまにおかれましては、株主総会へのご出席を慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。



いい出会い ふくらむ未来

## 百十四銀行

証券コード：8386

## 目次

■ 第151期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	6

### 【添付書類】

■ 事業報告	17
■ 計算書類等	45
■ 監査報告書	50
株主総会会場ご案内略図	

当日ご出席の場合は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただきます。何とぞご理解をくださいますようお願い申し上げます。**

(証券コード 8386)  
2020年6月4日

株 主 各 位

高松市亀井町5番地の1  
**株式会社 百十四銀行**  
取締役頭取 綾田 裕次郎

## 第151期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第151期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、株主の皆さまの安全確保および感染拡大防止のために、株主さまには可能な限り書面またはインターネットにより議決権の事前行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（2頁～4頁）に沿って、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記





1. 日時	2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場所	高松市亀井町5番地の1 当行本店（5階ホール）
3. 目的事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 報告事項<ul style="list-style-type: none"><li>1. 第151期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件</li><li>2. 第151期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li></ul></li><li>● 決議事項<ul style="list-style-type: none"><li>第1号議案 剰余金の処分の件</li><li>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件</li></ul></li></ul>

以上

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただきます。何とぞご理解をくださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法があります。

株主総会にご出席いただく場合	株主総会にご出席いただけない場合	
 <p>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。</p> <p><b>開催日時</b> 2020年6月26日(金) 午前10時</p>	<p><b>書面(郵送)</b></p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。</p> <p><b>行使期限</b> 2020年6月25日(木) 午後5時到着分まで</p>	<p><b>インターネット</b></p>  <p>当行指定の議決権行使サイト(<a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p><b>行使期限</b> 2020年6月25日(木) 午後5時受付分まで</p>
<p>詳細につきましては  次頁をご覧ください。</p>		

- 次の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
  - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 代理人により議決権を行使される場合は、代理人は株主さまご本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は当行の議決権を行使しうる他の株主さま1名とさせていただきます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類について、修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページに掲載させていただきます。

当行ホームページ

<https://www.114bank.co.jp/>



## インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 議決権行使期限

2020年6月25日（木）  
午後5時受付分まで



### 「QRコード行使」による方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

#### 1 QRコードを読み取る

「ログイン用QRコード」は  
こちら



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

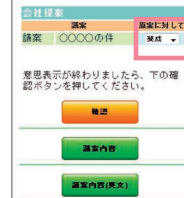
#### 2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

#### 3 各議案の賛否を選択

以下の議案について賛否をご入力ください。



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って  
行使完了です。

2回目以降のログインの際は…

右頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

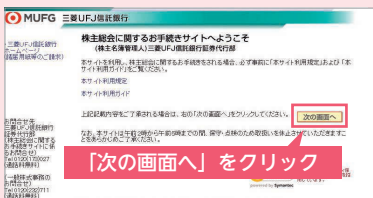
### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、「議決権行使についてのご案内」（2頁）に記載のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。



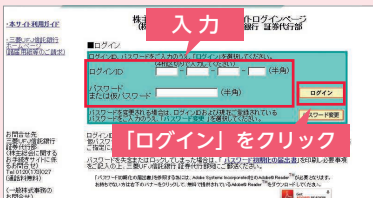
## 「議決権行使ウェブサイト」による方法

### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



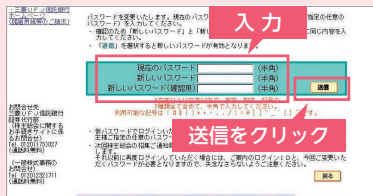
「次の画面へ」をクリック

### 2 お手元の議決権行使書紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

### 3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って  
賛否をご入力ください。

### 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



#### ■ 議決権行使方法について

- 毎日午前2時から5時まで取扱いを休止します。
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問合せください。

#### ■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- 書面(議決権行使書)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

#### ■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

### システム等に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
(ヘルプデスク)

 0120-173-027

(通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆さまへの安定的な利益還元を配慮しつつ、内部留保の充実度合い、利益の状況および経営環境等を総合的に考慮したうえで配当を実施する方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当行普通株式1株につき40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は1,183,066,880円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日といたしたいと存じます。

#### 2 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 4,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 4,000,000,000円

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等	取締役会出席状況
1	あやだ ゆうじろう 綾田 裕次郎	再任 取締役頭取 (代表取締役)	12/12回 (100%)
2	かがわ りょうへい 香川 亮平	再任 取締役専務執行役員兼 CCO (代表取締役)	12/12回 (100%)
3	にしかわ りゅうじ 西川 隆治	再任 取締役専務執行役員 (代表取締役)	11/12回 (91.6%)
4	おおやま きいちろう 大山 揮一郎	再任 取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
5	とよしま まさかず 豊嶋 正和	再任 取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
6	ふじむら あきひこ 藤村 晶彦	再任 取締役常務執行役員	12/12回 (100%)
7	くろかわ ひろゆき 黒川 裕之	再任 取締役常務執行役員	9/9回 (100%)
8	あなだ かずひさ 穴田 和久	再任 取締役常務執行役員	8/9回 (88.8%)

1. 各取締役候補者は、独立役員である社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立役員である社外取締役で構成する「指名・報酬等ガバナンス協議会」の審議・答申を経て、取締役会において決定いたしました。
2. CCO(Chief Compliance Officer)はコンプライアンス最高責任者として当行のコンプライアンス全般を一元的に統括管理いたします。
3. 黒川裕之氏、穴田和久氏の取締役会出席状況は取締役就任後の出席回数であります。

候補者番号

1

あや だ ゆう じ ろう  
綾 田 裕 次 郎

再任



生年月日

1959年5月10日生 (61歳)

取締役在任年数

5年 (本総会終結時)

所有する当行の株式数

50,166株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2016年4月	同 取締役専務執行役員
2006年3月	同 栗林支店長	2017年4月	同 取締役頭取 現在に至る
2008年4月	同 名古屋支店長		
2010年4月	同 営業統括部長		
2012年4月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長		
2015年6月	同 取締役常務執行役員		

### 担当

監査部

### 重要な兼職の状況

一般社団法人香川県銀行協会 会長

### 取締役候補者とした理由

綾田裕次郎氏は栗林支店長、名古屋支店長、営業統括部長、東京支店長等を歴任したのち、2015年6月より取締役常務執行役員、2016年4月より取締役専務執行役員、2017年4月より取締役頭取を務め、当行の経営を牽引しております。経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、引き続き、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。



候補者番号

2

か が わ りょう へい  
香 川 亮 平

再任



生年月日

1958年11月21日生 (61歳)

取締役在任年数

6年 (本総会終結時)

所有する当行の株式数

3,377株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2016年4月	同 取締役専務執行役員
2006年3月	同 経営企画部部长代理	2019年4月	同 取締役専務執行役員 兼CCO
2010年1月	同 経営企画部副部长		現在に至る
2010年4月	同 経営企画部長		
2012年4月	同 執行役員神戸支店長		
2014年4月	同 常務執行役員		
2014年6月	同 取締役常務執行役員		

### 担当

コーポレートスタッフ部門統括  
コンプライアンス統括部、人事部、秘書室

### 重要な兼職の状況

四国電力株式会社 社外取締役 (監査等委員)

### 取締役候補者とした理由

香川亮平氏は経営企画部長、神戸支店長等を歴任したのち、2014年6月より取締役常務執行役員、2016年4月より取締役専務執行役員を務めております。加えて、2019年4月以降は、取締役専務執行役員兼CCO (コンプライアンス最高責任者)として、コーポレートスタッフ部門を統括し、その職責を適切に果たしております。引き続き、豊富な経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

候補者番号

3

にし かわ りゅう じ  
西 川 隆 治

再任



生年月日

1955年10月29日生 (64歳)

取締役在任年数

8年 (本総会終結時)

所有する当行の株式数

4,171株

取締役会出席状況

11/12回 (91.6%)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月	当行入行	2019年4月	同 取締役専務執行役員 現在に至る
2002年11月	同 経営企画部部長代理		
2008年1月	同 秘書室長		
2010年4月	同 執行役員丸亀支店長		
2012年4月	同 常務執行役員		
2012年6月	同 取締役常務執行役員		

#### 担当

市場・営業関連部門統括  
営業戦略部、業務支援部

#### 取締役候補者とした理由

西川隆治氏は秘書室長、丸亀支店長等を歴任したのち、2012年6月より取締役常務執行役員、2019年4月より取締役専務執行役員を務めております。現在は市場・営業関連部門を統括し、その職責を適切に果たしております。引き続き、豊富な経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

おお やま き いち ろう  
大 山 揮 一 郎

再任



生年月日

1959年6月25日生 (61歳)

取締役在任年数

3年 (本総会終結時)

所有する当行の株式数

2,053株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2017年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2007年7月	同 東京支店副支店長		
2008年7月	同 本店営業部副部長		
2011年4月	同 広島支店長		
2013年4月	同 営業統括部副部長		
2014年4月	同 執行役員岡山支店長		
2017年4月	同 常務執行役員		

### 担当

地域創生部、ソリューション推進部

### 取締役候補者とした理由

大山揮一郎氏は広島支店長、営業統括部副部長、岡山支店長等を歴任したのち、2017年6月より取締役常務執行役員を務めております。現在は営業関連部門のフロント部署である地域創生部、ソリューション推進部を担当し、その職責を適切に果たしております。引き続き、豊富な経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者としました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

候補者番号

5

とよ  
豊

しま  
嶋

まさ  
正

かず  
和

再任



生年月日

1963年3月5日生 (57歳)

取締役在任年数

3年 (本総会終結時)

所有する当行の株式数

2,151株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月	当行入行	2017年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2011年10月	同 営業統括部副部長		
2012年4月	同 融資部副部長		
2013年4月	同 経営企画部長		
2015年4月	同 執行役員経営企画部長		
2017年4月	同 常務執行役員		

### 担当

経営企画部、事務統括部、事務集中部

### 取締役候補者とした理由

豊嶋正和氏は営業統括部副部長、融資部副部長、経営企画部長等の本部各部の要職を歴任したのち、2017年6月より取締役常務執行役員を務めております。現在は経営企画部、事務統括部、事務集中部を担当し、その職責を適切に果たしております。引き続き、豊富な経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

候補者番号

6

ふじ  
藤

むら  
村

あき  
晶

ひこ  
彦

再任



生年月日

1960年11月5日生 (59歳)

取締役在任年数

2年 (本総会終結時)

所有する当行の株式数

2,134株

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2018年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2007年7月	同 審査部部长補佐		
2010年10月	同 仏生山支店長		
2012年4月	同 新宿支店長		
2015年4月	同 執行役員大阪支店長		
2017年4月	同 常務執行役員		

### 担当

融資部

### 取締役候補者とした理由

藤村晶彦氏は仏生山支店長、新宿支店長、大阪支店長等を歴任したのち、2018年6月より取締役常務執行役員を務めております。現在は融資部を担当し、その職責を適切に果たしております。引き続き、豊富な経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

候補者番号

7

くろ かわ ひろ ゆき  
黒 川 裕 之

再任



生年月日

1962年5月31日生 (58歳)

取締役在任年数

1年 (本総会終結時)

所有する当行の株式数

1,600株

取締役会出席状況

9 / 9回 (100%)

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2019年4月	同 常務執行役員
2009年1月	同 東京支店副支店長	2019年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2011年4月	同 福岡支店長		
2014年4月	同 融資部副部長		
2016年4月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長		

#### 担当

市場国際部

#### 取締役候補者とした理由

黒川裕之氏は福岡支店長、融資部副部長、東京支店長等を歴任したのち、2019年6月より取締役常務執行役員を務めております。現在は市場国際部を担当し、その職責を適切に果たしております。引き続き、豊富な経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者としました。

候補者番号

8

あな だ かず ひさ  
穴 田 和 久

再任



生年月日

1961年5月25日生 (59歳)

取締役在任年数

1年 (本総会終結時)

所有する当行の株式数

800株

取締役会出席状況

8 / 9回 (88.8%)

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2019年4月	同 常務執行役員
2011年10月	同 事務統括部副部長	2019年6月	同 取締役常務執行役員 現在に至る
2013年10月	同 経営企画部副部長		
2015年10月	同 事務統括部長		
2017年4月	同 執行役員事務統括部長		
2018年4月	同 執行役員業務支援部長		

### 担当

リスク統括部、総務部

### 取締役候補者とした理由

穴田和久氏は、経営企画部副部長、事務統括部長、業務支援部長等を歴任したのち、2019年6月より取締役常務執行役員を務めております。現在はリスク統括部、総務部を担当し、その職責を適切に果たしております。引き続き、豊富な経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の発展に貢献することができると判断し、取締役候補者としました。

(注) 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

ご参考

選任後の取締役会の構成

氏 名				地 位 等
あや	だ	ゆう	じろう	社内 男性 取締役頭取（代表取締役）
綾	田	裕	次郎	
か	がわ	りょう	へい	社内 男性 取締役専務執行役員兼ＣＣＯ（代表取締役）
香	川	亮	平	
にし	かわ	りゅう	じ	社内 男性 取締役専務執行役員（代表取締役）
西	川	隆	治	
おお	やま	き	いちろう	社内 男性 取締役常務執行役員
大	山	揮	一郎	
とよ	しま	まさ	かず	社内 男性 取締役常務執行役員
豊	嶋	正	和	
ふじ	むら	あき	ひこ	社内 男性 取締役常務執行役員
藤	村	晶	彦	
くろ	かわ	ひろ	ゆき	社内 男性 取締役常務執行役員
黒	川	裕	之	
あな	だ	かず	ひさ	社内 男性 取締役常務執行役員
穴	田	和	久	
た	むら	ただ	ひこ	社内 男性 取締役（監査等委員）常勤
田	村	忠	彦	
より	とみ	とし	や	社内 男性 取締役（監査等委員）常勤
頼	富	俊	哉	
くわ	しろ	ひで	き	社外 男性 独立役員 取締役（監査等委員）
桑	城	秀	樹	
い	はら	みち	よ	社外 女性 独立役員 取締役（監査等委員）
井	原	理	代	
い	とう	じゅん	いち	社外 男性 独立役員 取締役（監査等委員）
伊	藤	純	一	
やま	だ	やす	こ	社外 女性 独立役員 取締役（監査等委員）
山	田	泰	子	
そう	だ	のぶ	ゆき	社外 男性 独立役員 取締役（監査等委員）
早	田	順	幸	



(ご参考)

## 当行における社外取締役の独立性に関する基準

本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ現在又は最近<sup>(注1)</sup>において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

### 1. 主要な取引先<sup>(注2)</sup>

- 1) 当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人その他の団体（以下、「法人等」という。）である場合はその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者）。
- 2) 当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

### 2. 専門家

- 1) 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。
- 2) 当行から、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する法人等に所属する者。

### 3. 寄付

当行から、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を寄付として受けている者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

### 4. 主要株主

当行の主要株主（議決権比率が5%を超える株主）、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者（過去3年以内に主要株主又はその業務執行者であった者を含む）。

### 5. 近親者

次に掲げるいずれかの者（重要<sup>(注3)</sup>な者）の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）。

- 1) 上記1. から4. に該当する者。
- 2) 当行又はそのグループ会社（銀行法の分類に基づく子会社及び子法人等）の取締役、監査役、執行役員、使用人。

注1：「最近」の定義

- ・実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。

注2：「主要な取引先」の定義

- ・当行を主要な取引先とする者とは、当該者の年間連結総売上高に占める当行への売上高の割合が2%以上となる場合をいう。
- ・当行の主要な取引先とは、当行の年間連結粗利益に占める当該者との取引による粗利益の割合が2%以上となる取引を行っている場合をいう。

注3：「重要」な者の例

- ・各会社の役員、部長クラスの者。
- ・会計専門家、法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。

以 上

## 第151期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 事業報告

### 1. 当行の現況に関する事項

#### 1 企業集団の事業の経過及び成果等

##### (企業集団の主要な事業内容)

当行グループは、当行及び子会社9社の計10社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務をはじめとする金融サービスに関する事業を行っております。

##### <銀行業務>

当行の本店ほか支店、出張所におきまして、当行グループの主力業務であります預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを行っております。また、百十四財田代理店株式会社におきましても、預金業務、内国為替業務を行っております。

##### <リース業務>

金融関連業務として、百十四リース株式会社がリース業務を行っております。

##### <その他業務>

金融関連業務として、百十四総合保証株式会社が信用保証業務を、株式会社百十四ディーシーカード及び株式会社百十四ジェーシービーカードがクレジットカード業務などを行っております。また、百十四ビジネスサービス株式会社などが当行からの事務受託などの従属業務を行っております。

##### (金融経済環境)

当期のわが国経済は、消費税率引き上げの影響を受けつつも雇用・所得環境の改善が続き、景気は緩やかに回復してきましたが、年明け以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により個人消費や企業による生産などの経済活動が弱まり、景気後退懸念が高まりました。

地元香川県におきましても、瀬戸内国際芸術祭2019の開催を背景に個人消費の持ち直しは続き、景気は回復基調が続いてきましたが、年明け以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により景気後退懸念が高まりました。

なお、金融面では、日経平均株価は、米中貿易摩擦などを背景としたリスク回避の動きが和らぐなど、年末にかけて上昇しました。しかし、年明け以降は新型コロナウイルス感染症拡大を背景とした世界的な景気悪化懸念からリスク回避の動きが強まり、株価は急落しました。期末にかけては、各国政府や金融当局の政策協調もあり値を戻しましたが、事態の収束が見えない中では上昇も限定的なものとなりました。

## (企業集団を巡る事業の経過及び成果)

このような金融経済環境のもと、当行は2017年4月よりスタートさせた中期経営計画「チャレンジ・バリュー・プラス」(計画期間：2017年度～2019年度)に掲げた「どんなときもお客さまと地域を徹底的にサポート」を実践し、各施策を実施することで企業価値の向上につとめてまいりました。

当期に実施しました主要な施策は以下のとおりであります。

### <主要な施策>

#### 【個人のお客さまへの取り組み】

個人のお客さまの安心で豊かな暮らしの実現のため、2017年3月制定の「お客さまの資産運用及び資産形成をご支援する業務の基本方針」に基づき、お客さま本位の業務運営を継続的に実施してまいりました。

- ・ 足元の投資環境や相場の見通しなど、今後の資産運用に有用な情報を提供するための各種セミナー(『為替&株式マーケットセミナー』、『百十四銀行資産運用セミナー』など)を開催しました。
- ・ 新たにスマホ決済サービス「メルペイ」や「d払い」へのチャージ対応を開始するなど、お客さまの利便性向上に繋がるキャッシュレス化を推進してまいりました。

#### ◆電子マネーチャージ・オンライン決済サービス一覧(2020年3月31日時点)

楽天Edy	pring(プリン)
LINE Pay	J-Coin Pay
Pay Pay	メルペイ
支払秘書	d払い

#### 【法人のお客さまへの取り組み】

金融仲介機能を発揮し、お客さまの経営課題解決に向けたコンサルティング

機能を強化することで、地域の活性化を担われている法人のお客さまの企業価値向上に貢献してまいりました。

- ・ベトナムに進出している日系企業さま同士の情報交換及びネットワーク構築を目的とし、当行を含む地域金融機関、日本政策金融公庫、HDバンクは共同で『地域金融機関7機関・日本政策金融公庫・HDバンク合同ホーチミン交流会』を開催しました。
- ・海外展開をお考えの事業者さまを支援するため、躍動するアジア市場にスポットをあて、日本企業が海外で活躍するために必要な戦略を「ファイナンス」と「グローバル・マーケティング」の観点から事例も踏まえて解説する『経営戦略セミナー in Kagawa』を開催しました。
- ・医療法人のお客さまの安定した資金調達を支援するため、厚生労働省より示されたガイドラインに基づき、その基準を満たした財務内容の良好な医療法人が発行できる『医療機関債』の取り扱いを開始しました。

#### 【地域経済の更なる発展に貢献する取り組み】

地域金融機関として、香川県、そして四国の力強く着実な成長の実現を支えるべく、地方創生に積極的に関与してまいりました。

- ・当行を含む四国4行（百十四銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行）は、四国創生に向けた包括提携である「四国アライアンス」のもと、それぞれの経営の独立性及び健全な競争関係を維持しつつ、ビジネスマッチングや各種商談会の開催等の施策を実施しました。

#### ◆ビジネスマッチング実績

	3年間目標 (2017年4月 ～2020年3月)	実績 (2017年4月 ～2020年3月)	進捗率
紹介件数	4,000件	3,101件	77.5%
成約件数	800件	1,037件	129.6%

#### ◆2019年度開催の主な商談会

- ✓ 四国地区ハイウェイ大商談会（香川）
  - ✓ 地方銀行フードセレクション（東京）
  - ✓ ネットワーク商談会 IN 大阪（大阪） 等
- ・地域社会の課題解決に取り組んでおられる香川県内の地方公共団体やその関連団体の皆さまへの情報発信を目的とし、公的不動産のマネジメントの必要性や民間資金の活用を通じた地域活性化事例をご紹介します『公的不動産

『(PRE) 活用セミナー』を開催しました。

#### 【ガバナンス及びコンプライアンスの態勢強化への取り組み】

ガバナンス及びコンプライアンスの態勢強化は当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠との認識のもと、態勢整備につとめております。

- ・2019年度は、6月の定時株主総会において取締役15名、うち独立社外取締役5名を選任しました。これにより、独立社外取締役が取締役数に占める割合が三分の一以上となり、取締役会の透明性・客観性が高まりました。

当行は引き続き、ガバナンス態勢の向上を通じた経営の健全性を確保し、経営の持続性向上につとめてまいります。

- ・コンプライアンスに関しましては、「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」を最高責任者として、情報管理体制の強化やコンプライアンス体制の整備・高度化に取り組み、コンプライアンス意識の徹底や内部管理態勢の充実につとめております。

#### 【新型コロナウイルス感染症に対する取り組み】

新型コロナウイルス感染症拡大の抑止に取り組むとともに、事業者さまや個人のお客さまの新たな資金ニーズやご返済条件の見直し等、さまざまなご要望に迅速かつ柔軟に対応してまいります。

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けておられる事業者さま及び住宅ローン等を利用されている個人のお客さまからのご相談に迅速に対応するため、各営業店に『特別ご相談窓口』を、コンサルティングプラザ3か店（高松・中讃・岡山）に休日相談窓口を設置しました。
- ・事業者さまの事業資金をご支援するため、『114緊急特別融資（新型コロナウイルス感染症対応）』の取り扱いを開始しました。

#### <店舗等の状況>

2019年度に実施した店舗の移転及び設置は以下のとおりです。

2019年	4月	高知支店を新築移転
2019年	4月	さぬき市役所出張所を志度支店内に移転
2019年	5月	伊野支店を高知支店内に移転
2019年	9月	桜町出張所を田町支店内に移転
2019年	10月	桜町出張所の跡地に桜町ウィックスクエアを設置
2019年	12月	広島支店を新店舗に移転
2020年	2月	三野町支店を高瀬支店内に移転
2020年	3月	丸亀東支店を丸亀支店内に移転

この結果、当期末の店舗数は前期末比1か店増加して、125か店（本支店103か店、出張所21か店、クイックスクエア\*1か店）となりました。

\*クイックスクエア

個人のお客さまを対象に預金業務、為替業務、税金・公共料金の納付等の取り扱いに特化した店舗

また、店舗外ATMにつきましては、期中3か所新設、8か所廃止し、当期末の設置数は161か所（207台）となり、利用可能なコンビニATMは、当期末現在、全国12,754か所（うち香川県105か所）となりました。

以上のような施策に取り組んだ結果、当期の主要な勘定及び業績は以下のとおりとなりました。

## **(主要な勘定及び業績)**

### **<預金・預り資産>**

当期末の預金残高は、法人、個人及び公共預金がいずれも増加したことにより、前期末比1,112億円増加して4兆650億円となり、譲渡性預金を含めた総預金では、前期末比1,111億円増加して4兆1,552億円となりました。

また、当期末の預り資産残高は、金融商品仲介が増加しましたが、投資信託及び一時払保険の減少により、前期末比217億円減少して2,995億円となりました。

### **<貸出金>**

当期末の貸出金残高は、個人向け貸出金が減少しましたが、法人向け及び公共向け貸出金の増加により、前期末比214億円増加して2兆8,473億円となりました。

### **<有価証券>**

当期末の有価証券残高は、前期末比2,129億円増加して1兆2,597億円となりました。なお、当期末の「その他有価証券」の差引評価益は、前期末比469億円減少して215億円となりました。

### **<損益>**

#### **・連結経常収益**

当期の連結経常収益は、国債等債券売却益の増加によりその他業務収益が増加しましたが、株式等売却益の減少によるその他経常収益の減少や貸出金利息の減少による資金運用収益の減少などにより、前期比4億68百万円減少して767億28百万円となりました。

### ・連結経常費用

当期の連結経常費用は、国債等債券売却損の減少によるその他業務費用の減少などにより、前期比20億20百万円減少して647億45百万円となりました。

### ・連結経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益

以上の結果、連結経常利益は、前期比15億52百万円増加して119億82百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比21億31百万円増加して77億15百万円となりました。

### <事業セグメント別の損益>

#### ・銀行業務

銀行業務におきましては、経常収益は国債等債券売却益の増加によりその他業務収益が増加しましたが、株式等売却益の減少によるその他経常収益の減少や貸出金利息の減少による資金運用収益の減少などにより、前期比13億15百万円減少して675億15百万円となりました。また、経常費用は、国債等債券売却損の減少などにより、前期比28億46百万円減少して568億28百万円となりました。この結果、経常利益は前期比15億32百万円増加して106億87百万円となりました。

#### ・リース業務

リース業務におきましては、経常収益は前期比5億76百万円増加して82億81百万円となりました。また、経常費用は前期比5億98百万円増加して80億76百万円となりました。この結果、経常利益は前期比22百万円減少して2億4百万円となりました。

#### ・その他業務

その他業務におきましては、経常収益は前期比80百万円減少して57億78百万円となりました。また、経常費用は前期比2億10百万円増加して44億75百万円となりました。この結果、経常利益は前期比2億89百万円減少して13億3百万円となりました。

### <自己資本比率>

当期末の自己資本比率（国内基準）は、連結ベースでは前期末比0.13ポイント上昇して9.17%、単体ベースでは前期末比0.13ポイント上昇して8.79%となりました。

### <経営指標の実績>

なお、中期経営計画に掲げた経営指標の最終年度（2020年3月期）の目標及び実績は下表のとおりです。

有価証券関係損益の減少及び不良債権処理費用の増加等により、「連結当期純利益」が計画を下回ったことで、「連結ROE」並びに「連結自己資本比率」を含め、経営指標は未達となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が見通せないなど、今後も厳しい環境が予想されますが、新たな中期経営計画「トライ ☆ ミライ！」に掲げた各戦略の着実な実行を通じて、経営指標の目標達成につとめてまいります。

		中期経営計画 最終年度目標	2020年3月期実績
収益性	①連結当期純利益	95億円以上	77億円
効率性	②連結ROE (当期純利益ベース)	3.0%以上	2.87%
健全性	③連結自己資本比率	9.5%以上	9.17%



## (対処すべき課題)

地域金融機関を取り巻く経営環境は、低金利政策の長期化による運用環境の低迷及び人口減少・少子高齢化に伴うマーケット縮小等により、一層厳しさを増しております。また、テクノロジーの進化による金融サービスの高度化や、それに伴うお客さまのニーズ・行動の多様化に対応したビジネスモデルへの転換が求められています。

このような状況下、当行は、新たな中期経営計画「トライ ☆ ミライ！」（計画期間2020年4月～2023年3月）をスタートさせました。めざすべき姿として「当行ならではの新たな価値提供を通じて、お客さま・地域の未来を共創する総合コンサルティング・グループ」を掲げ、ステークホルダーとの協業を通じて笑顔で過ごせる未来の共創に挑んでまいります。

お客さま本位の業務運営の徹底に向け、事業性評価の更なる深化やライフプランに応じた適切なコンサルティング機能の発揮につとめます。また、営業店の推進体制や本部支援体制の整備に取り組むとともに、戦略の実現に欠かせない専門人材の育成、及び業務効率化やローコスト経営等の構造改革を並行して進めることで、めざすべき姿を実現し、お客さま・地域社会、そして当行グループの持続可能性を高めてまいります。

一方、年初から発生している新型コロナウイルス感染症は、未だ収束の目途がたっておらず、地元香川県をはじめ当行の営業地域にも大きな影を落としております。このため、地域金融機関として、お客さまへの迅速かつ的確な金融支援に向けて役職員一丸となって取り組んでまいります。

## 2 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

### イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	905	808	771	767
経常利益	193	152	104	119
親会社株主に帰属する 当期純利益	96	102	55	77
包括利益	153	151	△43	△342
純資産額	2,931	3,036	2,865	2,498
総資産	49,265	47,770	48,956	49,539

### ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金	40,208	39,634	39,602	40,717
定期性預金	14,199	12,978	11,914	11,319
その他	26,008	26,656	27,687	29,397
貸出金	27,807	28,378	28,328	28,553
個人向け	5,476	5,809	5,889	5,788
中小企業向け	13,603	14,229	14,527	14,294
その他	8,727	8,339	7,911	8,469
商品有価証券	0	0	1	0
有価証券	14,466	10,327	10,484	12,614
国債	4,060	2,445	2,799	3,299
地方債	1,577	643	1,459	2,730
その他	8,828	7,238	6,225	6,585
総資産	49,049	47,491	48,775	49,348
内国為替取扱高	315,697	306,632	312,428	326,872
外国為替取扱高	15,922百万ドル	13,033百万ドル	11,253百万ドル	10,502百万ドル
経常利益	17,011 百万円	13,016 百万円	9,153 百万円	10,685 百万円
当期純利益	9,058 百万円	8,965 百万円	5,048 百万円	6,901 百万円
1株当たり当期純利益	30円 62銭	303円 67銭	171円 11銭	233円 80銭
信託財産	222 百万円	219 百万円	220 百万円	213 百万円
信託報酬	1,631 千円	1,619 千円	1,607 千円	1,612 千円

(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.1株当たり当期純利益につきましては、2018年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合しましたが、2017年度の期首に株式併合が行われたと仮定して算定しております。

### 3 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀行業務	リース業務	その他業務	銀行業務	リース業務	その他業務
使用人数	2,060人	55人	234人	2,094人	53人	249人

(注) 使用人数は就業人員であります。

### 4 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 銀行業務

(イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

香川県：本店、高松支店、丸亀支店など計87か店（前年度末86か店）

香川県以外の四国地区：松山支店、高知支店、徳島支店など計10か店（前年度末10か店）

関東、東海地区：東京支店、新宿支店、名古屋支店、計3か店（前年度末3か店）

近畿地区：大阪支店、神戸支店、姫路支店など計9か店（前年度末9か店）

中国、九州地区：岡山支店、広島支店、福岡支店など計16か店（前年度末16か店）

(ロ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	百十四財田代理店株式会社
主たる営業所又は事務所等の所在地	香川県三豊市
銀行代理業以外の主要業務	—

#### □ リース業務

百十四リース株式会社：高松本社

#### ハ その他業務

百十四総合保証株式会社：高松本社

株式会社百十四ディーシーカード：高松本社

株式会社百十四ジェーシービーカード：高松本社

百十四ビジネスサービス株式会社：高松本社

## 5 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	1,734
リース業務	396
その他業務	284
合計	2,414

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業務	三条事務センター 設備改修	420
銀行業務	香西支店 (2020年9月新築移転予定)	96
合計	—	516

(注) 重要な設備の新設のうち、未完成のものにつきましては、当事業年度中に支払った額を記載しております。

## 6 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
日本橋不動産株式会社	香川県高松市 亀井町5番地1	不動産の賃貸・管理、福利厚生	1959年2月6日	65百万円	100.00%	—
百十四ビジネスサービス株式会社	香川県高松市 亀井町7番地15	現金等の精算・整理、ATMの保守・管理	1980年7月1日	10百万円	100.00%	—
株式会社 百十四人材センター	香川県高松市 塩屋町8番地1	労働者派遣事業・委託による受託業務	1989年8月1日	30百万円	100.00%	—
百十四財田代理店株式会社	香川県三豊市 財田町財田上 2223番地2	銀行業務の代理店業	1989年10月2日	10百万円	100.00%	—
株式会社 百十四システムサービス	香川県高松市 亀井町7番地の15	電子計算機による情報処理受託業務	1986年2月25日	90百万円	60.00%	—
株式会社 百十四ジェーシーピーカード	香川県高松市 田町11番地5	クレジットカード業務、金銭貸付、信用保証業務	1988年2月1日	50百万円	60.00%	—
株式会社 百十四ディーシーカード	香川県高松市 田町11番地5	クレジットカード業務、金銭貸付、信用保証業務	1982年12月21日	30百万円	50.00%	—
百十四総合保証株式会社	香川県高松市 塩屋町8番地1	信用保証業務	1979年4月2日	30百万円	42.86%	—
百十四リース株式会社	香川県高松市 亀井町5番地1	総合リース業、ベンチャーキャピタル業務	1974年4月23日	500百万円	38.24%	—

(注) 連結される子会社及び子法人等は、上記の重要な子会社等9社であります。

### 〔重要な業務提携の概況〕

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービス（略称MICS）を行っております。

3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細など各種データの授受のサービスなどを行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
7. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
8. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービスを行っております。
9. 株式会社阿波銀行、株式会社伊予銀行及び株式会社四国銀行との提携により、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
10. 株式会社阿波銀行、株式会社伊予銀行及び株式会社四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

## **7 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

## **8 その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### 1 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
綾田 裕次郎	取締役頭取(代表取締役) 監査部 担当	一般社団法人香川県銀行協会 会長	—
香川 亮平	取締役専務執行役員(代表取締役)、 CCO コーポレートスタッフ部門統括、コンプライアンス統括部、人事部、秘書室 担当	四国電力株式会社 社外取締役 (監査等委員)	—
西川 隆治	取締役専務執行役員(代表取締役) 市場・営業関連部門統括、営業戦略部、業務支援部 担当		—
大山 揮一郎	取締役常務執行役員 地域創生部、ソリューション推進部 担当		—
豊嶋 正和	取締役常務執行役員 経営企画部、事務統括部、事務集中部 担当		—
藤村 晶彦	取締役常務執行役員 融資部 担当		—
黒川 裕之	取締役常務執行役員 市場国際部 担当		—
穴田 和久	取締役常務執行役員 リスク統括部、総務部 担当		—
田村 忠彦	取締役(常勤監査等委員)		—
頼富 俊哉	取締役(常勤監査等委員)		—
桑城 秀樹	取締役(社外取締役)(監査等委員)	桑城法律事務所 弁護士	—
井原理代	取締役(社外取締役)(監査等委員)	香川大学 名誉教授 高松大学 経営学部客員教授 四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)	—
伊藤 純一	取締役(社外取締役)(監査等委員)	日本碍子株式会社 社外監査役	—
山田 泰子	取締役(社外取締役)(監査等委員)		—
早田 順幸	取締役(社外取締役)(監査等委員)	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役副社長	—

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

- (注) 1.当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者による、執行部門からの日常的な報告聴取及び拠点の往査、並びに内部監査部門との緊密な連携を通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
- 2.当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。
- |            |        |            |           |
|------------|--------|------------|-----------|
| 取締役        | 木内 照 朗 | 2019年6月27日 | 任期満了により退任 |
| 取締役        | 森 孝 司  | 2019年6月27日 | 任期満了により退任 |
| 取締役(監査等委員) | 里見 昌 信 | 2019年6月27日 | 任期満了により退任 |
| 取締役(監査等委員) | 小林 一 生 | 2019年6月27日 | 任期満了により退任 |
- 3.当行は、取締役 桑城秀樹氏、井原理代氏、伊藤純一氏、山田泰子氏及び早田順幸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 4.監査等委員 伊藤純一氏は、株式会社ニコンにおいてCFO（最高財務責任者）等を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	その他
小 槌 和 志	常務執行役員	—
三 宅 雅 彦	常務執行役員 営業戦略部 営業店統括グループ担当	—
白 鳥 一 雄	常務執行役員 今治支店長	—
組 橋 和 浩	常務執行役員 監査部長	—
善 勝 光 一	執行役員 営業戦略部長	—
天 野 延 悦	執行役員 大阪支店長	—
近 藤 弘 行	執行役員 本店営業部長	—
澁 江 政 興	執行役員 リスク統括部長	—
佐久間 達 也	執行役員 経営企画部長	—
東 原 隆 啓	執行役員 観音寺支店長 兼 観音寺南支店長	—
矢 野 博 昭	執行役員 コンプライアンス統括部長	—
大 平 正 芳	執行役員 事務統括部長	—
金 本 英 明	執行役員 人事部長	—
永 田 光 輝	執行役員 岡山支店長	—
菅 弘	執行役員 丸亀支店長	—
多 田 和 仁	執行役員 東京支店長 兼 東京公務担当部長	—



(ご参考) 2020年4月1日付で執行役員の地位及び担当の異動がありました。  
その結果、会社役員及び取締役を兼務していない執行役員の状況は以下のとおりであります。

会社役員の内訳

(2020年4月1日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
綾田 裕次郎	取締役頭取(代表取締役) 監査部 担当	一般社団法人香川県銀行協会 会長	—
香川 亮平	取締役専務執行役員(代表取締役)、 CCO コーポレートスタッフ部門統括、コンプライアンス統括部、人事部、秘書室 担当	四国電力株式会社 社外取締役 (監査等委員)	—
西川 隆治	取締役専務執行役員(代表取締役) 市場・営業関連部門統括、営業戦略部、業務支援部 担当		—
大山 揮一郎	取締役常務執行役員 地域創生部、ソリューション推進部 担当		—
豊嶋 正和	取締役常務執行役員 経営企画部、事務統括部、事務集中部 担当		—
藤村 晶彦	取締役常務執行役員 融資部 担当		—
黒川 裕之	取締役常務執行役員 市場国際部 担当		—
穴田 和久	取締役常務執行役員 リスク統括部、総務部 担当		—
田村 忠彦	取締役(常勤監査等委員)		—
頼富 俊哉	取締役(常勤監査等委員)		—
桑城 秀樹	取締役(社外取締役)(監査等委員)	桑城法律事務所 弁護士	—
井原理代	取締役(社外取締役)(監査等委員)	香川大学 名誉教授 高松大学 経営学部客員教授 四国電力株式会社 社外取締役(監査等委員)	—
伊藤 純一	取締役(社外取締役)(監査等委員)	日本碍子株式会社 社外監査役	—
山田 泰子	取締役(社外取締役)(監査等委員)		—
早田 順幸	取締役(社外取締役)(監査等委員)	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長	—

取締役を兼務していない執行役員の状況

(2020年4月1日現在)

氏名	地位及び担当	その他
白鳥 一雄	常務執行役員 今治支店長	—
組橋 和浩	常務執行役員 監査部長	—
小槌 和志	執行役員	—
近藤 弘行	執行役員 本店営業部長	—
澁江 政興	執行役員 リスク統括部長	—
佐久間 達也	執行役員 経営企画部長	—
東原 隆啓	執行役員 ソリューション推進部長	—
矢野 博昭	執行役員 コンプライアンス統括部長	—
大平 正芳	執行役員 事務統括部長	—
金本 英明	執行役員 人事部長	—
永田 光輝	執行役員 岡山支店長	—
菅 弘	執行役員 丸亀支店長	—
多田 和仁	執行役員 東京支店長 兼 東京公務担当部長	—
井上 富晴	執行役員 観音寺支店長 兼 観音寺南支店長	—
對馬 敬生	執行役員 大阪支店長	—

## 2 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等 (百万円)	基本報酬	賞与	業績連動型 株式報酬
取締役（監査等委員を除く）	10人	243	178	29	35
取締役（監査等委員）	9人	76	76	—	—
計	19人	319	254	29	35

(注) 1. 「支給人数」及び「報酬等」の額には、2019年6月27日開催の第150期定時株主総会  
終結の時をもって退任した4名を含めております。

2. 当行の使用人を兼ねている会社役員は該当ありません。

3. 株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。

2017年6月29日開催の第148期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）  
の報酬限度額は年300百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年100百万円  
以内と決議されております。また、取締役（監査等委員を除く）についてはこの報酬限  
度額とは別枠にて、業績連動型株式報酬制度を導入しており、連続する3事業年度を対  
象とする対象期間毎に合計300百万円以内と決議されております。

### 3 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
取締役（監査等委員）桑城秀樹	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
取締役（監査等委員）井原理代	
取締役（監査等委員）伊藤純一	
取締役（監査等委員）山田泰子	
取締役（監査等委員）早田順幸	

## 3. 社外役員に関する事項

### 1 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
取締役（監査等委員）桑城秀樹	桑城法律事務所 弁護士（当行と同事務所との関係で記載すべき事項はありません。）
取締役（監査等委員）井原理代	香川大学 名誉教授（当行と同法人との関係で記載すべき事項はありません。） 高松大学 経営学部客員教授（当行と同法人との関係で記載すべき事項はありません。） 四国電力株式会社 社外取締役（監査等委員）（当行は同社との間で経常的な金融取引があります。）
取締役（監査等委員）伊藤純一	日本碍子株式会社 社外監査役（当行と同社との関係で記載すべき事項はありません。）
取締役（監査等委員）早田順幸	企業年金ビジネスサービス株式会社 代表取締役副社長（当行と同社との関係で記載すべき事項はありません。）

## 2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役（監査等委員）桑城秀樹	6年 10か月	取締役会 12回開催のうち12回出席 監査等委員会 13回開催のうち13回出席	弁護士としての専門的な知識・経験に基づき法令等遵守などの観点から適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）井原理代	4年 10か月	取締役会 12回開催のうち10回出席 監査等委員会 13回開催のうち11回出席	学識者として幅広い知識と豊富な経験を有しており、これに基づき適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）伊藤純一	3年 10か月	取締役会 12回開催のうち12回出席 監査等委員会 13回開催のうち13回出席	経営全般に関する豊富な経験・知識を有しており、金融・財務分野をはじめとした幅広い見地から適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）山田泰子	0年 10か月	取締役監査等委員に就任以降開催の取締役会 9回開催のうち9回出席 監査等委員会 9回開催のうち9回出席	公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識を有しており、これに基づき適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）早田順幸	0年 10か月	取締役監査等委員に就任以降開催の取締役会 9回開催のうち9回出席 監査等委員会 9回開催のうち9回出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これに基づき適宜発言を行っております。

## 3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
取締役（監査等委員）	6人	37	—
報酬等の合計	6人	37	—

## 4. 当行の株式に関する事項

### 1 株 式 数

発行可能株式総数 99,300千株

発行済株式の総数 30,000千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当年度末株主数 16,238名

### 3 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,552千株	5.25%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,006	3.40
日本生命保険相互会社	900	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	777	2.62
日本ハム株式会社	632	2.13
太平洋セメント株式会社	595	2.01
百十四銀行従業員持株会	571	1.93
明治安田生命保険相互会社	569	1.92
住友生命保険相互会社	500	1.69
株式会社タダノ	438	1.48

(注) 1.持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。

2.持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(423千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3.日本ハム株式会社の持株数等のうち500千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。

4.太平洋セメント株式会社の持株数等のうち595千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### 1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 長尾 礎樹 指定有限責任社員 川口 輝朗	72	(注)1、3

- (注) 1.監査等委員会は、会計監査人の監査計画日数・配員計画等から見積もられた報酬額について、会計監査の職務遂行状況及び監査等委員会の定める「会計監査人評価基準」に基づき報酬見積りの相当性等を確認した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 2.当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の「当該事業年度に係る報酬等」には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- 3.報酬等には公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として支払うべき報酬等が含まれております。なお、非監査業務の内容は基礎的内部格付手法への移行調査に関する助言業務等であります。
- 4.当行の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に、当行・子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は77百万円であります。

### 2 責任限定契約

該当事項はありません。

### 3 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとします。

## 6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当行の経営理念に基づき、地域社会やお客さまからの揺るぎない信頼を得るため、内部統制システムに係る基本方針を下記のとおり定め、業務の健全性・適切性を確保する態勢を整備しております。

### 1 業務の適正を確保するための体制

#### ① 法令等遵守態勢

(取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)

- ・ 「百十四銀行 行動指針」、 「百十四銀行倫理規定」、 及び「コンプライアンス規定」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための規範とします。
- ・ 当行のコンプライアンスの最高責任者であるCCOの統括管理のもと、コンプライアンス統括部においてコンプライアンスに関して一元的に管理・指導を行います。また、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会において組織横断的な議論を行い、体制の整備・高度化を図ることでコンプライアンスを浸透させ、信頼される企業基盤の確立に繋がります。
- ・ 内部監査部門である監査部は、コンプライアンスの状況について監査を実施します。
- ・ コンプライアンスに関する各種相談を受付ける内部通報窓口「『ほっと』ダイヤル」をはじめ、情報の提供及び収集手段を整備・運営します。
- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と当行及びグループ全体をあげて対決し、同勢力からの不当要求を断固として拒絶するとともに関係遮断を徹底します。
- ・ 「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」のもと、マネー・ローンダリング等防止態勢を整備し、当行が犯罪資金の経路として利用されることを防止します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- ・ 「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録し、適切に保存及び管理(廃棄を含む)するものとし、取締役が、これらの文書等を閲覧できる体制を構築します。



### ③ リスク管理態勢

#### (損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ・ 「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義したうえで、それぞれの管理部署を定め、適切なリスク管理を行います。
- ・ リスクの適切な管理に必要な牽制機能が発揮される組織体制及び規定類を整備し、役割と責任を明確にしたコントロール活動を通じて、各種リスクを統合的に評価、モニタリングし継続的に管理することを、リスク管理の基本方針とします。
- ・ 人材の育成や教育・研修活動を通じてリスク管理を重視する風土の醸成に取り組みます。
- ・ リスク統括部において当行全体のリスクを網羅的・総括的に把握・管理するとともに、頭取を委員長とするリスク管理委員会において組織横断的な議論を行い、各種リスクの管理状況に対する認識を深め、リスクを正確に把握し、その成果をリスク管理体制の整備・高度化に反映させることにより、経営の健全性と透明性の向上を目指します。
- ・ 緊急時の基本原則、対応態勢の重要事項を定めた緊急時対策規定等を整備し、緊急事態発生時において適切に対応します。
- ・ 内部監査部門である監査部は、リスク管理の状況について監査を実施します。

### ④ 取締役の効率的な職務執行態勢

#### (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ・ 取締役会において取締役の職務分担を定めるとともに、「内規」「職務権限規定」により各部室の職務分掌及び職務権限を明確に規定することにより、職務執行の効率性を確保します。
- ・ 経営目標を明確に設定し、目標達成に必要な戦略及び主要管理指標（KPI）を定め、その進捗状況及び評価を定期的に取り締役に確実に伝達する体制を構築する等、取締役の職務執行が効率的に行われるための改善を継続的に行います。

### ⑤ グループ経営管理態勢

#### (当行及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- ・ 子会社等は、「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義し、適切なリスク管理を行います。
- ・ 子会社等は、「倫理規定」「コンプライアンス規定」などのコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- ・ 「百十四グループ会社運営管理基準書」に従い、当行と子会社等がお客さまに対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるよう、その機能の強化につとめます。
- ・ 当行と子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正

性を確保するための内部管理態勢を整備します。

- ・ 当行と子会社等は、保有する反社会的勢力の情報を共有し、グループ全体をあげて反社会的勢力との関係遮断を徹底します。
- ・ 当行と子会社等で締結した「監査に関する協定書」に基づき、監査部が業務運営態勢、法令等遵守態勢等を監査項目としてリスクベース監査を実施し、内部統制のモニタリングを行い、企業集団における業務の適正の確保を図ります。
- ・ 子会社等はその機能・役割に応じ、当行の関連各部室と連携をとって業務を進めて行くこととし、経営企画部がこれらを組織横断的に統括し管理します。

#### ⑥ 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項

**(監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、ならびに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)**

- ・ 監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を置き、専属の使用人を配置します。専属の使用人の考課及び異動等については監査等委員会の意見を尊重しません。
- ・ 専属の使用人は、監査等委員会の指示のもと、必要な調査権限及び情報収集権限をもって、その責務を遂行し、監査業務を補助します。

#### ⑦ 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢

**(取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の監査費用の処理に係る方針に関する事項、ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)**

- ・ 取締役及び使用人等、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を速やかに報告する体制を整備します。
- ・ 監査等委員会へ報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとします。
- ・ 報告の対象範囲及び方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、代表取締役と監査等委員の協議により決定する方法によります。
- ・ 監査等委員の職務執行について生じる費用については、予算を設けております。また、有事における監査費用等の予算外の費用については、所定の手続を経て前払または償還するものとします。

- ・ 監査等委員に対し、経営執行会議及び委員会に出席し意見を述べる機会を提供するほか、委員会の下部機関である各部会にオブザーバーとして参加する機会も提供し、役職員と業務執行に関し議論・意見交換を行う場を創出します。
- ・ 監査等委員と代表取締役は、定期的に意見交換会を開催します。
- ・ 内部監査部門は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の強化・充実につとめます。

## 2 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 法令等遵守態勢

- ・ 「百十四銀行行動指針」、「百十四銀行倫理規定」、「コンプライアンス規定」等に基づき研修及び臨店指導などのコンプライアンス教育を実施することで、コンプライアンス意識の醸成・浸透を図っております。
- ・ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢の整備状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて管理方法等の見直しを行っております。また、当行のコンプライアンスの最高責任者であるCCOの統括管理のもと、コンプライアンス統括部によりコンプライアンスに関する一元的な管理・指導を行う体制を整備しております。
- ・ 内部通報窓口「『ほっと』ダイヤル」をはじめ、職員向けアンケートの実施、コンプライアンス統括部によるコンプライアンス臨店の強化など、様々な情報収集手段の整備に取り組んでおります。
- ・ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」等に基づき、暴力団排除条項の導入及び反社会的勢力に関するデータの収集・整備強化により、関係遮断及び排除の実進を進めております。
- ・ マネー・ローンダリング等の防止については、「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」の下、為替取引のモニタリング、及び取引開始時のフィルタリング強化等、防止対策の実効性向上に取り組んでおります。
- ・ 「セキュリティポリシー（情報資産保護基本方針規定）」のもと、当行の保有する情報資産を適切に保護し管理する態勢を強化しております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

- ・ 「文書管理規定」に基づき、各会議の議事録及びその他の文書等の保存・管理を実施し、取締役が必要に応じて速やかに閲覧できる管理態勢を構築しております。

### ③ リスク管理態勢

- ・ 「リスク管理基本規定」に基づき、リスク管理の総合方針及びリスク別管理方針を見直し、各種施策を策定・実施することで、リスク管理の高度化を進めております。

- ・ リスク管理における所管部署の役割と責任を規定等で明確化するとともに、定期的な教育・研修で、リスク管理を重視する風土の醸成を図っております。
- ・ リスク管理委員会は、各種リスクの状況について定期的に報告を受け、必要に応じてリスク管理方法等の見直しを行っております。

#### ④ 取締役の効率的な職務執行態勢

- ・ 執行役員制度及び監査等委員会の機能活用等により、取締役会の業務執行と監督機能の分離等を進め、経営の意思決定の迅速化を図っております。
- ・ 中期経営計画における主要管理指標（KPI）の進捗状況について、月次で収益管理委員会に、半期毎に取締役会へ報告のうえ、不芳な項目については課題を抽出し対策を講じております。

#### ⑤ グループ経営管理態勢

- ・ 各子会社は、「リスク管理基本規定」に基づき、管理対象となるリスクを定義し管理方針を定める等、リスク管理の高度化に取り組んでおります。
- ・ 各子会社は「倫理規定」及び「コンプライアンス規定」等のコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動規範としております。
- ・ 財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」等に基づき当行グループの内部統制管理体制を構築・運営するとともに、財務報告の効率化と堅確化に取り組んでおります。
- ・ 当行及び各子会社の方針、経営戦略、規制・法令対応等について情報共有することで、お客さまに対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるようつとめております。
- ・ 子会社において「反社会的勢力との関係遮断対応要領」に基づき、銀行保有のデータベースで定期的にスクリーニングする等、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

#### ⑥ 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項

- ・ 監査等委員会直属である監査等委員会室に監査業務の補助に足る能力・経験等を有する専属のスタッフを配置しております。
- ・ 監査等委員会室スタッフは、監査等委員会の指示のもと必要な調査、及び情報収集を行い、監査業務を補助しております。

#### ⑦ 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢

- ・ 取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を適宜報告しております。また、必要に応じて報告体制の見直しを行っております。
- ・ 経営執行会議及び各種委員会等への参加又は議案書の閲覧を通じて、監査等委

員が業務執行に関して意見を述べることができる体制を整備しております。

- ・ 常勤監査等委員と代表取締役は「役員情報交換会」、監査等委員と代表取締役は「経営トップとの意見交換会」を定期的を開催し、情報・意見交換を実施しております。

## 8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## 11. その他

該当事項はありません。

# 第151期末貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
現金預け金	651,898	預金	4,071,711
現金	46,892	当座預金	256,798
預け金	605,005	普通預金	2,396,081
買入金銭債権	29,264	貯蓄預金	84,457
商品有価証券	5	通知預金	13,411
商品国債	5	定期預金	1,131,916
有価証券	1,261,484	その他の預金	189,045
国債	329,924	譲渡性預金	96,685
地方債	273,008	コールマネー	34,782
社債	149,925	債券貸借取引受入担保金	112,699
株式	105,917	借入金	292,490
その他の証券	402,708	借入金	292,490
貸出金	2,855,331	外国為替	296
割引手形	16,525	売渡外国為替	212
手形貸付	92,712	未払外国為替	83
証書貸付	2,329,208	その他負債	58,623
当座貸越	416,884	未決済為替借	60
外国為替	9,793	未払法人税等	1,034
外国他店預け	8,702	未払費用	2,968
買入外国為替	55	前受収益	1,058
取立外国為替	1,035	従業員預り金	3,461
その他資産	71,261	金融派生商品	22,164
未決済為替貸	87	金融商品等受入担保金	1,360
前払費用	225	リース債務	759
未収収益	2,779	資産除去債務	201
金融派生商品	11,655	その他の負債	25,554
金融商品等差入担保金	52,414	役員賞与引当金	29
その他の資産	4,099	睡眠預金払戻損失引当金	364
有形固定資産	33,294	偶発損失引当金	127
建物	6,322	株式報酬引当金	80
土地	24,728	再評価に係る繰延税金負債	5,103
リース資産	899	支払承諾	20,996
建設仮勘定	105	負債の部合計	4,693,991
その他の有形固定資産	1,238	純資産の部	
無形固定資産	4,569	資本金	37,322
ソフトウェア	4,412	資本剰余金	24,920
その他の無形固定資産	156	資本準備金	24,920
前払年金費用	8,856	利益剰余金	165,234
繰延税金資産	3,008	利益準備金	12,402
支払承諾見返	20,996	その他利益剰余金	152,832
貸倒引当金	△14,866	固定資産圧縮積立金	273
		別途積立金	144,661
		繰越利益剰余金	7,897
		自己株式	△1,999
		株主資本合計	225,478
		その他有価証券評価差額金	14,858
		繰延ヘッジ損益	△7,447
		土地再評価差額金	7,976
		評価・換算差額等合計	15,387
		新株予約権	41
		純資産の部合計	240,906
資産の部合計	4,934,898	負債及び純資産の部合計	4,934,898

# 第151期損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>67,515</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>42,689</b>	
貸出金利息	29,137	
有価証券利息配当金	12,947	
コールローン利息	40	
預け金利息	159	
その他の受入利息	404	
<b>信託報酬</b>	<b>1</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>10,033</b>	
受入為替手数料	3,292	
その他の役務収益	6,741	
<b>その他業務収益</b>	<b>8,965</b>	
外国為替売買益	2,181	
国債等債券売却益	6,254	
金融派生商品収益	528	
その他の業務収益	0	
<b>その他経常収益</b>	<b>5,824</b>	
償却債権取立益	1,083	
株式等売却益	3,786	
金銭の信託運用益	119	
その他の経常収益	834	
<b>経常費用</b>		<b>56,829</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>5,177</b>	
預金利息	2,154	
譲渡性預金利息	19	
コールマネー利息	407	
債券貸借取引支払利息	480	
借入金利息	420	
金利スワップ支払利息	1,630	
その他の支払利息	63	
<b>役務取引等費用</b>	<b>4,126</b>	
支払為替手数料	693	
その他の役務費用	3,433	
<b>その他業務費用</b>	<b>4,476</b>	
商品有価証券売却損	0	
国債等債券売却損	4,446	
国債等債券償却	29	
<b>営業経費</b>	<b>35,134</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>7,914</b>	
貸倒引当金繰入額	1,597	
貸出金償却	4,027	
株式等償却	1,948	
その他の経常費用	340	
<b>経常利益</b>		<b>10,685</b>

次頁へ続く

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>特別利益</b>		<b>4</b>
固定資産処分益	4	
<b>特別損失</b>		<b>1,169</b>
固定資産処分損	79	
減損損失	1,090	
<b>税引前当期純利益</b>		<b>9,519</b>
法人税、住民税及び事業税	2,959	
法人税等調整額	△340	
法人税等合計		2,618
<b>当期純利益</b>		<b>6,901</b>



# 第151期末連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
現金預け金	652,010	預金	4,065,082
買入金銭債権	29,264	譲渡性預金	90,185
商品有価証券	5	コールマネー及び売渡手形	34,782
有価証券	1,259,729	債券貸借取引受入担保金	112,699
貸出金	2,847,316	借入金	305,608
外国為替	9,793	外国為替	296
リース債権及びリース投資資産	24,486	その他負債	66,883
その他資産	75,175	役員賞与引当金	29
有形固定資産	37,319	退職給付に係る負債	1,836
建物	9,169	役員退職慰労引当金	37
土地	25,304	睡眠預金払戻損失引当金	364
リース資産	167	偶発損失引当金	127
建設仮勘定	105	株式報酬引当金	80
その他の有形固定資産	2,573	再評価に係る繰延税金負債	5,103
無形固定資産	5,897	支払承諾	20,996
ソフトウェア	4,478	<b>負債の部合計</b>	<b>4,704,115</b>
その他の無形固定資産	1,418	<b>純資産の部</b>	
退職給付に係る資産	3,351	資本金	37,322
繰延税金資産	5,995	資本剰余金	30,486
支払承諾見返	20,996	利益剰余金	173,374
貸倒引当金	△17,396	自己株式	△1,999
		株主資本合計	239,184
		その他有価証券評価差額金	15,048
		繰延ヘッジ損益	△7,447
		土地再評価差額金	7,976
		退職給付に係る調整累計額	△4,971
		その他の包括利益累計額合計	10,605
		新株予約権	41
<b>資産の部合計</b>	<b>4,953,946</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>249,831</b>
		<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>4,953,946</b>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

# 第151期連結損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
<b>経常収益</b>		<b>76,728</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>42,587</b>	
貸出金利息	29,210	
有価証券利息配当金	12,772	
コールローン利息及び買入手形利息	40	
預け金利息	159	
その他の受入利息	405	
<b>信託報酬</b>	<b>1</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>11,373</b>	
<b>その他業務収益</b>	<b>8,965</b>	
<b>その他経常収益</b>	<b>13,799</b>	
償却債権取立益	1,084	
その他の経常収益	12,715	
<b>経常費用</b>		<b>64,745</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>5,183</b>	
預金利息	2,154	
譲渡性預金利息	19	
コールマネー利息及び売渡手形利息	407	
債券貸借取引支払利息	480	
借入金利息	458	
その他の支払利息	1,662	
<b>役務取引等費用</b>	<b>3,380</b>	
<b>その他業務費用</b>	<b>4,476</b>	
<b>営業経費</b>	<b>36,972</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>14,733</b>	
貸倒引当金繰入額	2,100	
その他の経常費用	12,632	
<b>経常利益</b>		<b>11,982</b>
<b>特別利益</b>		<b>167</b>
固定資産処分益	54	
その他の特別利益	112	
<b>特別損失</b>		<b>1,183</b>
固定資産処分損	87	
減損損失	1,090	
その他の特別損失	5	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>10,966</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>3,518</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>△266</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>3,251</b>
<b>当期純利益</b>		<b>7,715</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>7,715</b>

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 百十四銀行

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長尾 礎 樹 ㊦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川口 輝 朗 ㊦

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百十四銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 百十四銀行

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長尾 礎 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川口 輝 朗 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百十四銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百十四銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第151期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月11日

株式会社 百十四銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	田村忠彦	印
常勤監査等委員	頼富俊哉	印
監査等委員	桑城秀樹	印
監査等委員	井原理代	印
監査等委員	伊藤純一	印
監査等委員	山田泰子	印
監査等委員	早田順幸	印

(注) 監査等委員 桑城秀樹、井原理代、伊藤純一、山田泰子及び早田順幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、株主総会にご出席される株主さまは株主総会当日までの健康状態にご留意いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。ご高齢の株主さまや基礎疾患のある株主さまにおかれましては、株主総会へのご出席を慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会会場ご案内略図

**会場：**高松市亀井町5番地の1 **当行本店（5階ホール）**

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



**J R 高松駅** 徒歩約20分

**ことでん瓦町駅** 徒歩約10分

※当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産をとりやめさせていただきます。何とぞご理解をくださいますようお願い申し上げます。